

 SORACHI SHINKUMI

REPORT 2021

《ディスクロージャー誌》

空知商工信用組合

INDEX

ごあいさつ	2
沿革・あゆみ	3
空知しんくみの概要・組織図	4
経営理念・経営方針	5
役員一覧	
会計監査人の名称	
総代会	6
業務のご案内	7
各種手数料一覧表	10
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況…	11
「経営者保証に関するガイドライン」への対応について……	12
地域貢献	13
《各種態勢編》	
リスク管理態勢	16
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	17
反社会的勢力に対する基本方針	
顧客保護等管理方針	
マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策	
当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	18
金融円滑化基本方針	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	19
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	
《資料編》	
財務諸表	20
貸借対照表	
貸借対照表注記	
損益計算書	
剰余金処分計算書	
法定監査の状況	
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	
主要な経営指標の推移	
自己資本	25
自己資本の構成に関する開示事項	
自己資本の充実の状況	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
出資等エクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	
経営の状況	29
報酬体系について	32
店舗のご案内	33

※本資料の表示単位未満は全て切り捨てにより表示しております。
したがって、内訳とその合計額は、相違する場合があります。



ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は空知商工信用組合に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合の事業概況等を取り纏めましたので、ご高覧戴ければ幸いに存じます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内経済はもとより世界経済が低迷するなど、大きな影響を受けた一年となりました。

当組合の主たる営業地域である空知地区に目を向けましても、集団感染の発生や外出自粛、飲食店等の営業制限など、お取引先である中小事業者の方々が苦慮されている状況が続いております。

私ども金融機関におきましても、マイナス金利政策の長期化や、コロナ禍での通常営業体制の確保など、大変厳しい環境下ではありましたが、当組合の経営理念である「地域に親しまれ、頼れる金融機関」として新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお取引先を支えるべく、役職員が一丸となって迅速な対応に努めてまいりました。

こうした状況の中、令和2年度の業績は、預金積金残高80,513百万円となり対前年同月末差3,972百万円増加し、貸出金残高は59,866百万円となり対前年同月末差4,106百万円増加したほか、当期純利益は188百万円を計上することができました。皆さまのご愛顧の賜物であり心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況で令和3年度を迎えることとなりましたが、これからも「地域に親しまれ、頼れる金融機関」を目指し、地域の皆さまのお役に立てるよう役職員一同全力で取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

空知商工信用組合

理事長 谷山 哲也

〈 昭 和 〉

和

昭和28年	3月30日	美唄信用組合として設立
	4月10日	美唄信用組合の名称で業務開始(大通り南3丁目)
昭和33年	12月 5日	空知商工信用組合と名称変更
	7日	岩見沢支店開設
昭和35年	12月26日	砂川支店開設
昭和36年	8月28日	本店店舗移転新築、営業開始(美唄駅前)
昭和37年	12月15日	岩見沢支店店舗移転改築、営業開始(2条西4丁目)
	17日	砂川支店店舗移転改築、営業開始(西1条南1丁目)
昭和38年	8月 7日	長沼出張所開設(東3線北3号)
昭和39年	9月11日	奈井江支店開設、営業開始(52番地)
昭和40年	9月13日	長沼支店昇格移転、営業開始(367番地)
昭和42年	10月11日	砂川支店店舗移転改築(西1条北2丁目)
	12月 4日	三笠支店開設、営業開始(多賀町11番地)
昭和43年	12月12日	栗山支店開設、営業開始(中央2丁目)
昭和51年	11月24日	岩見沢支店移転新築、営業開始(4条西2丁目)
	29日	本店店舗移転新築、営業開始(西2条南2丁目)
昭和52年	10月14日	札幌支店開設、営業開始(白石区南郷通13丁目)
昭和53年	11月28日	美園支店開設、営業開始(美園6条7丁目)
昭和55年	7月 7日	栗山支店移転新築、営業開始(中央3丁目)
	10月23日	東苗穂支店開設、営業開始(東区東苗穂10条3丁目)

〈 平 成 〉

成

平成 8年	11月 4日	信組情報サービス共同オンライン加盟、同日全店ATM稼動
平成12年	3月 6日	デビットカード取扱開始
	4月 1日	郵貯とのキャッシュカード相互間利用提携開始
平成13年	7月 9日	道央信用組合の事業の譲り受け
平成14年	11月18日	砂川支店移転(西1条北3丁目1番1号)
平成17年	4月22日	岩見沢支店イオンスーパーセンター三笠店出張所(ATM)開設
平成18年	1月 4日	他行カードによる相互入金業務の提携開始
平成19年	5月 7日	共同オンライン第5次システム開始、同日バックアップセンター稼動
平成20年	5月 1日	セブン銀行との24時間CD提携開始
	7月 1日	ATM定期預金取扱開始
	12月 5日	長沼支店廃店
	8日	栗山支店長沼出張所(ATM)開設
平成25年	2月18日	でんさいネット取扱開始
平成27年	1月13日	空知しんくみビジネスバンキング取扱開始
	10月20日	クラウドファンディング業務取扱開始
平成28年	5月25日	美唄市と「地方創生に関する包括連携協定」締結
	7月20日	富良野市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結
	10月12日	三笠市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結
	11月28日	砂川市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結
平成29年	3月30日	株式会社Act Nowと地方創生に関する取組に係る提携協力契約締結
	7月25日	北央信用組合及び札幌中央信用組合と3信用組合の包括的連携協力に関する協定締結
	10月 2日	しんくみ間ATM通帳記帳提携開始
平成30年	1月16日	上富良野町と「地方創生に関する包括連携協定」締結
	11月22日	奈井江、三笠、美園、芦別、深川、上富良野の6支店廃店
	26日	奈井江、三笠、美園、芦別、深川、上富良野の6出張所(ATM)開設

〈 令 和 〉

和

令和 元年	10月18日	留萌支店廃店
	10月21日	留萌出張所(ATM)開設
令和 2年	7月13日	北海道銀行とのATM相互無料提携開始
	8月 3日	栗山支店長沼出張所を長沼町役場庁舎内(長沼町中央北1丁目1番1号)へ移設

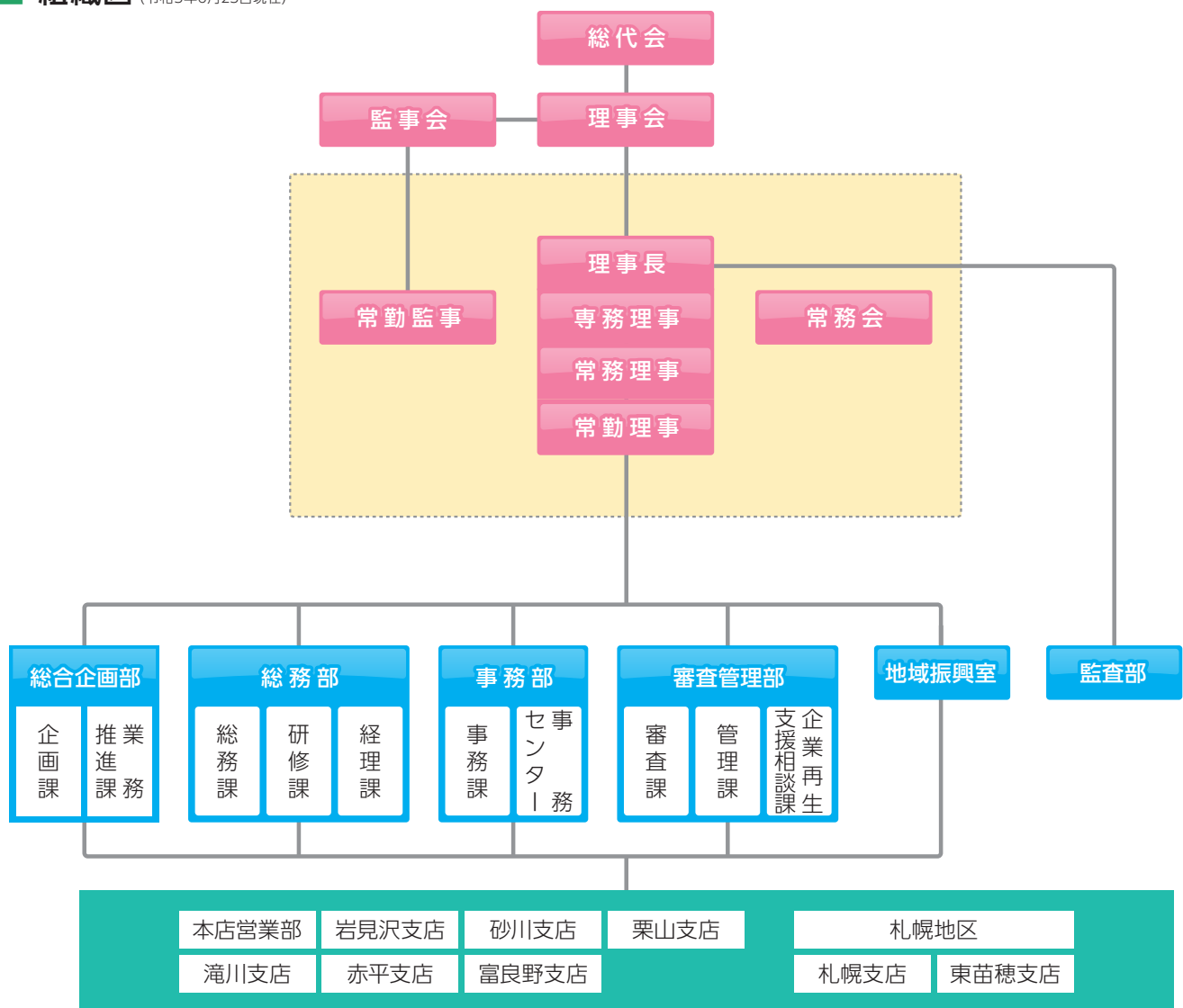
空知しんくみの概要・組織図

空知商工信用組合の概要 (令和3年3月31日現在)

創 立	昭和28年3月30日	店 舗 数	9店舗
本店所在地	美唄市西2条南2丁目1番1号	役職員数	97人
出 資 金	24億47百万円		
預 金 量	805億13百万円		
融 資 量	598億66百万円		



組織図 (令和3年6月23日現在)



経営理念

「地域に親しまれ、頼れる金融機関」を目指します。

経営方針

- ◆地域の特性及び顧客目線に立った金融サービスの提供に努めます。
- ◆地域の発展に貢献できる人材の育成に努めます。
- ◆堅実経営を徹底し財務基盤の強化に努めます。



常勤監事
糸川 明範

常務理事
鈴木 之彦

理事長
谷山 哲也

専務理事
伊藤 智徳

常務理事
長谷川 幸寛

常勤理事
大井 昭男

役員一覧 (令和3年6月23日現在)

常勤役員

理 事 長	谷 山	哲 也
専 務 理 事	伊 藤	智 徳
常 務 理 事	鈴 木	之 彦
常 務 理 事	長 谷 川	幸 寛
常 勤 理 事	大 井	昭 男
常 勤 監 事	糸 川	明 範

非常勤役員

理 事	野 村	敏 行
理 事	武 田	昭 二
理 事	近 藤	寛
理 事	中 野	政 光
理 事	塩 尻	一 幸
理 事	西 出	勝 利
員 外 監 事	鈴 木	隆 司

当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の名称 (令和3年6月23日現在)

「監査法人ライトハウス」

■総代会の仕組

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙さ

れた総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、当組合の「総代選挙規約」の定めるところにより、組合員の中から公平に選出され、その任期は3年となっており、組合員の代表として、総代会を通じ組合員の信用組合に対する意見や要望を、信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

総代の定数は、「100人以上115人以内」と定款で定めています。

■第68期通常総代会の報告(令和3年6月23日開催)

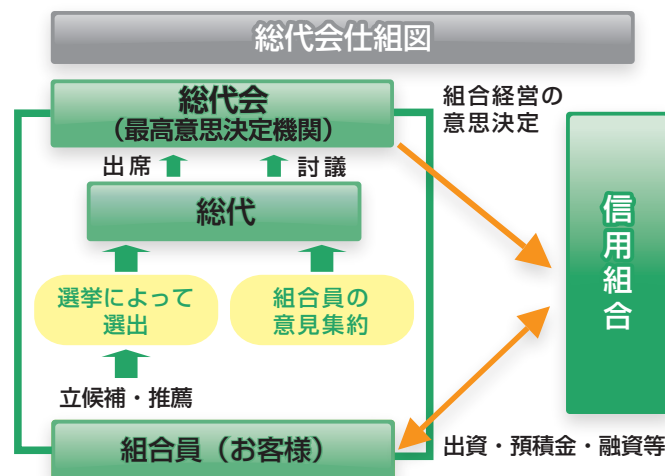
報告事項

1. 令和2年度事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書について

議案

1. 令和2年度剰余金処分(案)について
2. 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3. 役員(理事・監事)の退職金の支給方法(案)について
4. 「定款」の一部変更(案)について
5. 役員(理事・監事)の選任(案)について

議案は全て原案のとおり承認されました。



■総代の選挙区域・総代名簿(令和3年6月23日現在)

(敬称略)

選挙区	定数 (現総代数)	営業店の属する行政区		選挙区域	氏名
		管轄店	行政区		
1	22 (22)	本店営業部	美 唄 市	美唄市・月形町	阿部 雅成⑤ 伊原 潤司② 上野 哲大③ 門脇 忠夫⑧ 川浪 均⑨ 岸山 一郎⑧ 北野 信夫③ 工藤 雄二① 佐藤日出男⑤ 背古 知良③ 高橋 一裕③ 永井 仁⑤ 野村 敏行⑦ 林 正芳③ 坂東 久男③ 平鍋 孝仁⑤ 広瀬 勝義⑩ 細田 光人⑥ 松岡 達也② 山本 剛② 米森 正仁② 渡辺 修⑥
2	23 (23)	岩見沢支店	岩 見 沢 市	岩見沢市・三笠市・新篠津村	厚谷 義弘⑧ 遠藤 英雄⑭ 奥野 賢一① 小熊 圭① 折笠 真仁⑧ 小島 清博① 河原 裕行⑤ 久藤 弘行⑤ 来嶋 直人① 後藤 寿① 近藤 寛⑧ 白戸 勇次④ 鈴木 安行② 寺田 義弘⑥ 富岡 芳明⑥ 林 正之① 政安 清美② 三谷 隆治⑥ 南 利一⑧ 目谷 直樹③ 本山 博司③ 山下 康治② 渡辺 博人⑧
3	14 (14)	砂川支店	砂 川 市	砂川市・奈井江町・歌志内市・上砂川町・浦臼町	青木 祐嗣① 池田 勝英⑥ 太田 裕治⑥ 川口 繁樹④ 北谷 武文⑤ 梶原 洋子② 佐藤 勝也① 島 不二彦⑧ 千徳 晃己⑥ 武田 昭二② 二宮 健志⑧ 古屋 吉和② 村中 雄司① 鷲尾 一彦⑨
4	9 (9)	栗山支店	栗 山 町	栗山町・由仁町・夕張市・長沼町・南幌町	蛭名 秀人⑧ 木藤 清⑧ 笹浪 崇⑥ 渋谷 俊昭① 土井 猛① 中野 政光⑩ 中村ひとみ① 日原 潤一④ 松嶋 隆敏④
5	13 (13)	札幌支店 東苗穂支店	札 幌 市	札幌市・江別市・北広島市	青野 圭次④ 金山 公彦⑨ 金田 晴夫③ 樺部 哲明④ 菅野 修司① 菊地 慎一① 小林 昭久⑧ 佐藤 嘉幸⑤ 藤井 明房② 藤田 開⑧ 古田 光生② 丸山 昭一③ 米内 勇②
6	15 (15)	滝川支店	滝 川 市	滝川市・深川市・留萌市・雨竜町・北竜町・新十津川町・沼田町・秩父別町・幌加内町・妹背牛町・増毛町・遠別町・天塩町・幌延町・小平町・羽幌町・苫前町・初山別村	入井 浩樹④ 大谷 鉄平② 小田 朋弘⑥ 笠松 昭伸⑦ 熊本 利夫④ 塩尻 一幸⑦ 嶋田 久夫⑦ 田端 千裕② 芳賀美津男② 牧野 勝好⑤ 松田 輝生① 柳 壮二郎① 山脇 一範⑤ 吉崎 英二① 米倉 慎一②
7	10 (10)	赤平支店	赤 平 市	赤平市・芦別市	浅井 富雄⑤ 石川 順一⑥ 高瀬 紳② 滝本 守③ 竹山 慶吉① 西出 勝利⑦ 林 守① 藤岡 秀孝② 松尾 和俊⑦ 宗方 裕之⑤
8	9 (9)	富良野支店	富 良 野 市	富良野市・上富良野町・南富良野町・占冠村・中富良野町・旭川市・美瑛町・東川町・東神楽町・鷹栖町	石塚 徳夫② 市村 英規③ 久保 儀之⑦ 佐川 泰正⑦ 高田 健一④ 但木 利光① 立松 雅幸⑤ 中川 一男⑦ 橋場 和之⑥

※氏名の後の「○」内の数字は就任回数を表しております。

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

B. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

E. 附帯業務

(1) 債務の保証業務

(2) 代理業務

全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務など

(3) 国、地方公共団体の公金取扱業務

(4) 保護預り及び夜間金庫業務

(5) 両替業務

(6) 保険の窓口販売業務

(7) 電子債権記録業務



「富良野市 麓郷展望台のひまわり」

業務のご案内

個人ローン商品

商品名	内 容	期 間 等	ご 融 資 額
保証付住宅ローン	住宅の新築、増改築、マンションの購入、土地の購入等マイホームの為にローンです。	2年以上 35年以内	100万円以上 1億円以内
中古住宅ローン	中古住宅または中古マンションの購入資金及び購入に係るリフォーム資金にご利用いただけるローンです。	1年以上 20年以内	200万円以上 1,500万円以内
教育ローン	入学金、授業料など学校に納める学費のほか、下宿代などの仕送資金にもご利用いただけるローンです。	1年以上15年以内 (据置期間6年9か月以内)	5万円以上 1,000万円以内
マイカーローン	自家用車購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用等にご利用いただけるローンです。	1年以上 10年以内	5万円以上 1,000万円以内
カードローン	限度額以内で、いつでも必要な金額を気軽にカードでお引き出しできます。	自動更新	1,000円以上 500万円以内
フリーローン	お使い道が自由なローンです。旅行、レジャー、ショッピング等資金使途は特に制限されておりません。	6か月以上 10年以内	10万円以上 500万円以内
その他各種ローン	様々なニーズに対応できるよう各種ローンをご用意しております。 詳しくは、窓口にてご相談を承ります。	商品ごとに異なります。	

カーライフローン

車の購入・修理・車検や
他行マイカーローンの借換などに

ご 融 資 利 率

固定金利
年1.75～2.90%

長期プライムレート基準の
変動金利(年2回見直し)
年1.60～2.70%

(令和3年5月11日現在の長期プライムレートは1.00%です。)
お取引内容に応じてご融資利率が決定されます。

【ご利用いただける方】
・満20歳以上で完済時76歳未満で安定・継続した収入のある方(個人事業主・年金受給者・就労予定者含む)
・保証会社の保証を受けられる方
【保証料】
・別途必要になります。
【ご融資金額及びご融資期間】
・10万円～1,000万円 …… 1年以上10年以内

奨学ローン

受験料・入学金・授業料等や
他行教育ローンの借換などに

ご 融 資 利 率

固定金利
年2.6～3.6%

長期プライムレート基準の
変動金利(年2回見直し)
年2.40～3.60%

(令和3年5月11日現在の長期プライムレートは1.00%です。)
お取引内容に応じてご融資利率が決定されます。

【ご利用いただける方】
・満20歳以上で完済時76歳未満の給与所得者及び
個人事業主の方
・保証会社の保証を受けられる方
【保証料】
・別途必要になります。
【ご融資金額及びご融資期間】
・10万円～1,000万円 …… 1年以上15年以内
(元金返済期等含む)

快通リフォームローン「花満開」

住宅の修繕・増改築費用・バリアフリー・
電化・エコ給湯対応資金に
他行リフォームローン・住宅ローンの借換も可能。
また家屋解体費用にもご利用いただけます。

ご 融 資 利 率

TIBOR基準の変動金利
(年2回見直し)
年3.856%

TIBOR(1年もの) + 年3.7%

(令和3年5月17日現在のTIBORは0.156%です。)
※団体信用生命保険に加入される場合は0.5%上乗せとなります。
更にお取引内容に応じて最大0.3%引下げ!

【ご利用いただける方】
・満20歳以上で完済時76歳未満の給与所得者及び
個人事業主の方
・保証会社の保証を受けられる方
【保証料】
ご融資利率に含まれます。
【ご融資金額及びご融資期間】
・10万円～1,000万円 …… 1年以上15年以内
(返済額に要する資金は300万円以内・7年以内・Web受付不可)

フリーローン

旅行やお買い物など、
お使いみちが自由です。

ご 融 資 利 率

年11.5～14.0%

【ご利用いただける方】
・満20歳以上で完済時81歳未満の安定した収入のある方
(年金生活者・主婦・アルバイトの方もご融資可能です。)
・保証会社の保証を受けられる方
【ご融資金額及びご融資期間】
・10万円～200万円 …… 6か月以上7年以内
※主婦・アルバイトの方は30万円までのお取扱いと
なります。
【保証料】
ご融資利率に含まれます。

各種サービス

種 類	内 容
キャッシュサービス	キャッシュカード1枚で空知しんくみの本支店、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J-Debit」(ジェイデビット)のマークがある加盟店で、キャッシュカードによりお買物やご飲食のお支払いをお客様の口座からその場で精算できるサービスです。
クレジットカード	お買物・ご飲食・レジャーがサイン一つでご利用になれる各種クレジットカード(オリコ・JCB等)のお取扱いをいたします。
公共料金等自動支払	電気料・電話料・水道料・ガス料金・NHK受信料などの公共料金や、税金、各種クレジット、保険料などをご指定の預金口座から自動的にお支払いいたします。
給与振込	毎月のお給料やボーナスがご指定の口座に自動的に振り込まれ、安心してお受け取りいただけます。
年金自動受取	大切な年金が一度の手続きでご指定の口座に自動的に振り込まれ、安心してお受け取りいただけます。 また、優遇金利の定期預金(「笑・蓄・倍」)もご利用いただけます。
ビジネスバンキング	インターネットを通じて預金残高や入出金明細などの確認、資金移動(振込・振替)や給与・賞与振込などがご利用いただける法人及び個人事業主様向けの便利なサービスです。
職場サポート契約	当組合とご契約いただいた企業等にお勤めの皆様がご利用いただけるサービスで、通常より金利を優遇した預金やローン商品をご用意しております。

※お客様のニーズに合わせて様々な商品をご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

各種手数料一覧表

各種手数料一覧表 (令和3年6月末現在)

※各手数料は、消費税込みで記載しております。

◆振込手数料 (1件につき)

		当 組 合 (同一店内扱)	当 組 合 (本支店扱)	他 行 宛
電 窓 口 利 用	3万円未満	110円	220円	660円
	3万円以上	220円	440円	880円
信 用 利 用 (※)	キャッシュカード振込	3万円未満	110円	330円
		3万円以上	220円	495円
	現金振込	3万円未満	110円	440円
		3万円以上	220円	660円
文書扱(交換・郵便)		3万円未満		550円
電 窓 口 利 用		3万円以上		770円

※平日の午後3時以降と、土・日・祝祭日のお振込は翌営業日のお取扱いとなります。
※店舗によりお取扱いが異なります。

◆ATM利用手数料 (1件につき)

【当組合ATM利用】

曜 日	利 用 時 間	カードの種類			
		当組合カード (預入)	(支払)	郵貯カード (預入・支払)	他行カード (預入・支払)
平 日	8:45~18:00	無 料	無 料	110円	110円
土曜日	9:00~14:00	無 料	無 料	110円	110円
	14:00~15:00	無 料	110円	220円	220円
日・祝 年 末	9:00~15:00	無 料	110円	220円	220円

【イオンスーパーセンター三笠店出張所ATM利用】

曜 日	利 用 時 間	カードの種類			
		当組合カード (預入)	(支払)	郵貯カード (預入・支払)	他行カード (預入・支払)
平 日	9:00~18:00	無 料	無 料	110円	110円
	18:00~19:00	無 料	110円	220円	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	無 料	110円	110円
	14:00~17:00	無 料	110円	220円	220円
日・祝 年 末	9:00~17:00	無 料	110円	220円	220円

【セブン銀行ATM(セブンイレブン・セブン&アイ・ホールディングス等)利用】

曜 日	利 用 時 間	当組合カード(預入・支払)
平 日	8:45~18:00	無 料
	上記以外の時間	110円
土曜日	9:00~14:00	無 料
	上記以外の時間	110円
日・祝 年 末	全 日	110円

【北海道銀行ATM利用】

曜 日	利 用 時 間	当組合カード(支払のみ)
平 日	8:45~18:00	無 料
	8:00~8:45	
	18:00~21:00	110円
土曜日	8:00~21:00	110円
日・祝 年 末	8:00~21:00	110円

◆特殊扱諸手数料

		本 支 店	他 行
送金・振込組戻し手数料	1件につき	880円	1,100円
送金・振込訂正手数料	1件につき	880円	1,100円
取立手形組戻し手数料	1通につき	880円	1,100円
不渡手形返却手数料	1通につき	880円	1,100円
取立手形店頭呈示料	1通につき	880円	1,100円

◆代金取立手数料 (1通につき)

同一手形交換所内	同一手形交換所以外		
	当組合本支店宛	他 行 普 通 扱	他 行 至 急 扱
無 料 ※割引手形・担保手形に ついては1通220円	440円	660円	880円

◆ビジネスバンキング手数料【月額基本手数料】

ご 利 用 内 容	手 数 料
オンライン取引	
データ伝送取引 (オンライン取引含む)	1,980円

【ビジネスバンキングによる振込手数料 (1件につき)】

取 引 内 容	当 組 合 (同一店内宛)	当 組 合 (本支店宛)	他 行 宛
振 込 ・ 振 替	3万円未満	無 料	330円
	3万円以上	無 料	495円
総 合 振 込	3万円未満	無 料	330円
	3万円以上	無 料	495円
給与(賞与)振込	3万円未満	無 料	無 料
	3万円以上	無 料	無 料

◆保護預り手数料

1 件 に つ き 年 額	2,640円
---------------	--------

◆定額自動振込による手数料

	当組合(同一店内扱)	当組合(本支店扱)	他 行 宛
定額自動振込	110円		550円

◆小切手・手形帳等発行手数料

小 切 手 帳	1冊(50枚)	1,320円
約束手形・為替手形帳	1冊(50枚)	1,320円
専用約束手形取扱手数料	割賦販売通知書1通	5,500円
専用約束手形用紙	1枚	1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
金融機関借入用約束手形	1枚	220円

◆残高証明手数料

残高証明書発行手数料(預金・融資・出資金)	1通につき	330円
監査法人指定様式・所定用紙以外での証明書	1通	1,100円
融 資 証 明 書 発 行 手 数 料	1通	5,500円

◆夜間金庫手数料

ご利用手数料(1契約先カバン3個まで)	1か月	16,500円
入 金 カ バ ン の 追 加	1個/1か月	1,100円
入 金 カ バ ン の 破 損 ・ 喪 失	1個	4,400円
投入口鍵・入金カバン鍵の破損・喪失	1個	2,200円

※一部、設置されていない店舗があります。

◆住宅ローン手数料

取扱手数料 (非保証)	新規、中古、リフォーム、借換等	1千万円未満	55,000円
		1千万円以上	110,000円
全額繰上返済・ 一部繰上返済(都度)	返済元本額10万円以上	5,500円	
	返済元本額10万円未満	無	料
一部繰上返済後の残高 に対する返済条件変更	返済元本額10万円以上	5,500円	
	返済元本額10万円未満	無	料

※繰上返済については、当初借入日からの経過期間が1年未満の場合は無料となります。

◆不動産担保事務取扱手数料

不動産担保にかかる設定契約(1件につき) ※全国保証協会の住宅ローンは除く	55,000円
追加設定及び極度額・被担保債権の範囲・順位変更等(1件)	22,000円

◆両替手数料 <お取扱1件あたり>

【不定期ご利用の場合】(硬貨・紙幣合算、店頭・訪問共通)

ご希望金種への両替枚数	手数料
1~100枚	無 料
101~1,000枚	330円
1,001枚以上 枚数の端数は切上げ	330円に1,000枚ごと 220円を加算

※次の場合は無料とさせていただきます。

- ①100枚以下の両替 ②同一金種の新券への両替
- ③汚損した紙幣、硬貨の交換 ④記念硬貨の交換

【定額サービスご利用の場合】(硬貨・紙幣合算) <1か月あたり>

ご 利 用 内 容	手 数 料
月 極 定 額 利 用	両替回数、両替枚数にかかわらず 月額11,000円

※定額サービスご利用は店頭でのみの扱いとなります。

◆大量硬貨入金・支払手数料(店頭・訪問共通) <お取扱1件あたり>

硬貨入・出金枚数	手数料
1~300枚	無 料
301~1,000枚	330円
1,001枚以上 枚数の端数は切上げ	330円に1,000枚ごと 220円を加算

※紙幣、硬貨を同時に入・出金する場合は硬貨のみの枚数を算出基準とします。

※複数回に分けて入・出金を行う場合及び2枚以上の入・出金票により入・出
金を行う場合は合計した硬貨枚数を算出基準とします。

※上記の入金時に適用となる商品は当座預金・普通預金・貯蓄預金・納税準備
預金です。

※上記の出金時に適用となる商品は当座預金・普通預金・貯蓄預金です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は中小零細企業や小規模事業者など地元のお客様への円滑な対応に努めており、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化や経営課題の改善に親身になって取組んでまいります。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は平成24年11月5日に「経営革新等支援機関」として認定を受け、中小零細企業および小規模事業者などに対して、より一層専門性の高い支援の継続および専門家の派遣による指導・助言も行える態勢としております。

◆中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合は、取引先等へのコンサルティング機能強化の一策として、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、「北海道中小企業支援ネットワーク」に参加しております。

【創業・新事業支援の取組】

当組合は、株式会社日本政策金融公庫と平成26年に「創業支援及び再生支援に関する覚書」「中小企業支援に関する覚書」を締結し、協調融資の推進などの取組みを進めてまいりましたが、平成29年8月より創業融資可能性の拡大、ひいては地域経済の活性化のために、創業支援に係る協調融資商品「用意どん(よーいどん)」の取扱いを開始しました。

令和2年度の本商品による融資実績はありませんでしたが、引き続き支援を行ってまいります。

【成長段階における支援取組】

当組合は、地域の事業者に対して、道内信用組合統一商品「しんくみアシスト7」及び北海道・各市町村制度融資を提案する等、成長段階における支援に取組んでおります。

【経営改善・事業再生支援取組】

当組合は、平成29年8月より経営改善支援の融資可能性の拡大、ひいては地域経済の活性化のために、経営改善支援商品である「助太刀(すけだち)」の取扱いを開始し、資金面での支援に加え、経営改善計画策定のアドバイス等によるサポートで、企業の維持力の向上を図っております。

令和2年度の本商品による融資実績は、2件20百万円の取扱実績となりました。

創業・経営改善を私たちがお手伝いします！



日本政策金融公庫

創業支援商品	経営改善支援商品
「用意どん(よーいどん)」	「助太刀(すけだち)」
商品概要	
○ご融資対象者	○ご融資対象者
・空知商工信用組合の営業区域内で創業される方 または創業間もない方(創業後5年以内)	・空知商工信用組合と融資取引のある方で 経営改善等に取り組む方
○ご融資金額	
原則、協調融資合計額2,000万円以内 (融資割合は当組合と日本政策金融公庫で個別に相談となります。)	

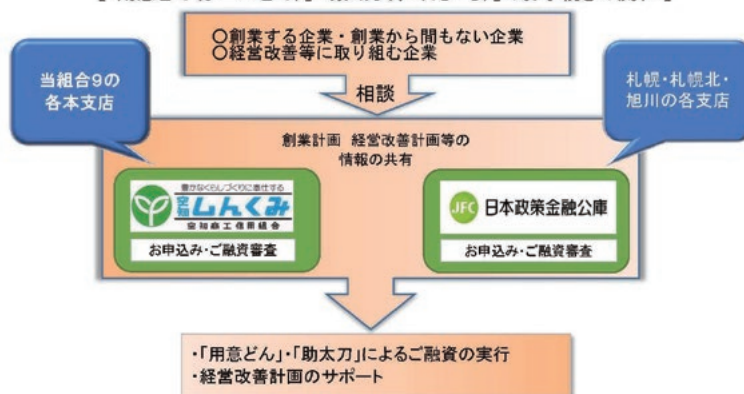
【本商品「用意どん(よーいどん)」、「助太刀(すけだち)」取扱いによるメリット】

○資金計画における借入金額が大きく、日本政策金融公庫または信用組合単独では対応できなかった企業に対してもご融資が可能となります。

○創業計画書、経営改善計画等の情報を日本政策金融公庫と信用組合が共有することで、お客様の事務負担が軽減されます。

○創業企業の増加、既存企業の維持力向上により地域の活性化につながります。

【「用意どん(よーいどん)」「助太刀(すけだち)」のお手続きの流れ】



【「用意どん(よーいどん)」「助太刀(すけだち)」の内容】

ご融資対象者	・空知信組の営業区域内で創業される方または創業間もない方 (創業後5年以内) ・空知信組と融資取引のある方で経営改善等に取り組む方 (経営改善支援商品)
ご融資金額	原則、協調融資合計額2,000万円以内 (融資割合は個別に相談)
ご融資方法	・空知信組と日本公庫との協調融資 ・それぞれの融資メニューを活用(審査は個別に実施)
その他の条件	・返済期間、返済方法、金利、保証等については、それぞれの 後援の融資条件による。 ・創業計画書、経営改善計画書等の情報を共有

※その他詳細につきましては最寄りの当組合窓口及び渉外担当者へお問い合わせ下さい。

今後も空知商工信用組合と日本政策金融公庫は、地元企業へのサポートを通じて、地域経済の活性化を図るため、今後も連携してまいります。

2. 地域密着型金融推進計画に関する推進状況

当組合の地域密着型金融の取組みは、1.「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、2.「地域の面的再生への積極的な参画」、3.「地域や利用者に対する利便性の向上や積極的な情報発信」であり、令和2年4月から令和3年3月までの取組状況は次の通りとなっております。

令和2年4月～令和3年3月までの推進状況

(1) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- ①創業・新規事業支援
 - ・信用保証協会の「創業関連保証制度」を活用し、創業・新規事業への支援を行いました。
 - ・既存取引先に対し、新分野展開・業態転換へ活用可能な「事業再構築補助金」の情報提供を行い第2創業等のニーズへ対応致しました。
- ②経営改善支援
 - ・令和元年度対象先を継続し、企業再生支援を実施しましたが債務者区分のランクアップに繋がった先はありませんでした。
 - ・経営改善計画の策定先等をフォローアップ対象先として選定し、3ヶ月に1回程度モニタリングを行い、経営改善指導等のフォローアップを行いました。
- ③事業再生支援
 - ・各種支援事業及び補助金の活用を図るべく各種WEBセミナーに参加致しました。
 - ・当組合金融円滑化方針に基づき、中小企業者等の相談を真摯に対応致しました。
- ④事業承継支援
 - ・中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターによるOJT(電話形式)を実施し、職員のノウハウ習得に努めました。
- ⑤不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み
 - ・個人保証に過度に依存しない融資の取組みである「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について、新規に無保証で融資した件数は令和2年度150件となりました。
 - ・北海道信用保証協会との協調融資商品「スクラム3000」は令和2年度15件の取り扱いとなりました。
- ⑥「目利き機能」の発揮に向けた取組み
 - ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により北海道信用組合協会主催研修会並びに外部講師による研修会の中止、組合内研修を自粛したものの、銀行業務検定試験の受験(年3回中1回中止、2回実施・受験者数49名のうち合格者29名)によるスキルアップ向上に努めました。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

- ①成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組みへの積極的な参画
 - ・コロナ禍において、各自治体等と連携して中小事業者の支援に努めましたが、各種地域行事の中止により、地域との交流を深める機会は減少しました。

(3) 地域や利用者に対する利便性の向上や積極的な情報発信

- ①顧客・組合員の意見・ニーズを経営改善につなげる態勢の強化(地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立)
 - ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により北海道信用組合協会主催研修会並びに外部講師による接遇マナー研修は中止となったものの、組合内において新入職員に対する接遇・マナー研修を実施致しました。
- ②地域貢献等に関する情報開示
 - ・地域貢献活動等については、ディスクロージャー誌及び上半期経営情報誌に掲載しているほか、各種取組みについて当組合ホームページで公表致しました。

○その他の取組み項目につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	114件	150件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.68%	9.55%
保証契約を解除した件数	35件	52件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

■ 地域貢献

当組合は、地域のイベントや福祉活動にも積極的に参加し、地域の皆様とのふれあいを大切にしております。今後も地域活動を通じ「人與人」との繋がりを大切にしていまいります。

●新型コロナウイルス感染症関連

【寄付活動】

社会的に大きな問題となっている新型コロナウイルス感染拡大防止等に活用いただくことを目的として、令和2年4月に当組合営業区域の15の自治体へ各50万円、合計750万円を寄付いたしました。

【感染対策】

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、当組合では、職員のマスク着用徹底、飛沫防止スクリーンの設置、ATM操作画面の抗ウイルス加工のほか、手指の消毒やソーシャルディスタンスなど、お客様にもご協力いただき、様々な対策を講じて新型コロナウイルス感染予防に取り組んでおります。

●地方創生に係る連携協定

平成28年5月に美幌市、7月に富良野市、10月に三笠市、11月に砂川市、平成30年1月に上富良野町と連携協定を締結しております。また、クラウドファンディングを活用し、地方創生に貢献する事を目的として平成27年10月にミュージックセキュリティーズ株式会社と、平成29年3月に株式会社Act Nowと業務提携契約を締結しております。

●各種会議・セミナー等への参加

「食クラスター連携協議体」等へ参加しております。

●地域貢献に資する商品

◆定住促進住宅ローン

移住・定住促進事業などの住宅関連補助金受給者の方を対象に特別金利の住宅ローンをお取扱しております。

◆子育て応援定期積金

地元にお住まいの子育て世代の方を応援する優遇金利の定期積金をお取扱しております。

空知商工信用組合 住宅ローン

特別金利キャンペーン

融資利率

1.30%

※16年目以降は2.00%となります。

金利が15年間変わりません！
段階固定型

当初固定期間

15年

※令和4年3月31日迄に貸付し、令和4年9月30日迄に実行となるお客さまが対象となります。

詳しくは裏面をご覧ください。

空知商工信用組合

空知商工信用組合

空知しんくみの「子育て応援定期積金」

お取扱期間
令和3年4月1日(木)
～令和4年3月31日(木)

空知しんくみは、北海道導犬協会主催の「ミナナ」の募金活動を実施しております。

特別金利の積立でお子様の将来をサポート!!

以下の内容により、店頭金利に特別金利を上乗せいたします!

ご契約対象者	上乗せ金利
ア、満18歳以下のお子様がいる方	0.10%
イ、当組合で児童手当を受給されている方(契約と同時に変更も可能)	0.15%

＜お申し込みいただける方＞

・満18歳以下のお子様がいる保護者の方で当組合の組合員の方

※ご契約時に、各種健康保険証等によりお子様の年齢をご確認させていただきます。

※組合員については、契約時の加入も可能です。

優遇内容

①掛金

②お振込方法

③お振込期間

月々5,000円以上

3年以上7年以内

原則、普通預金口座から自動振替

・本積立は満18歳以下のお子様を扶養する保護者の方がご利用いただけます。

・中途解約された場合は当組合所定の中途解約利率が適用されます。

・預金利率は預金利率の発表で、同様の範囲内において、元金及び利息付で金銭が保証されています。

・金利優待等により適用金利・商品内容を異にする場合があります。

・平成25年1月1日から令和19年12月31日までには支払われる総付増で元金には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

・商品の詳しい内容はお近くの窓口またはお電話にてお問い合わせください。

■ 地域貢献

●献血運動

道内7信用組合の一員として、献血サポーターへ参加し、当組合役職員が献血活動を行いました。

●認知症サポーターの養成

当組合役職員は積極的に認知症サポーター養成講座を受講しております。

●安全・安心どさんご運動

道内7信用組合が本運動に協賛し、こども110番店舗として運動に参加しております。

●取引先等支援

取引先等へのコンサルティング機能強化の一策として、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、「北海道中小企業支援ネットワーク」に参加しているほか、道内信用組合統一融資商品である「しんくみアシスト7」を取扱いしております。

●創業支援、事業再生等における業務提携

創業支援…株式会社 日本政策金融公庫と平成15年7月に業務提携しております。

日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。

事業再生…株式会社 商工組合中央金庫と平成15年7月に業務提携しております。

日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。

経営改善支援… 日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。

新事業育成等…株式会社 日本政策金融公庫と平成16年5月に業務提携しております。

●職場サポート契約

地域の中小企業等のお客さまの福利厚生を支援する取組みとして、職場サポート契約の取り扱いを行っております。職場サポート契約とは、契約を締結いただいた企業等にお勤めの方へ様々な優遇サービス・商品を提供することにより、企業の福利厚生面や、お勤めの方の生活の充実などをサポートする制度であり、中小企業支援・地域貢献施策として積極的に取り組んでおります。

空知しんくみ職場サポート契約

ご契約先の従業員の皆さまを応援します！

空知しんくみと「職場サポート契約」を締結している企業等に勤務の皆さまだけがご利用いただけるサービスをご用意しております。
 (経営者、役員ならびにパート等の非正規社員の方もご利用いただけます。)

**しんくみ職場
サポート
フリーローン**

**しんくみ職場
サポート
目的ローン**

**住宅関連
ローンの
金利優遇**

皆さまのニーズに応じた専用のローンをご用意しております。
 インターネットからのお申込みも可能です。

住宅新築やリフォームなどのローン金利を0.2%引き下げさせていただきます。
 また、火災保険も併せてお取扱いしております。

**職場
サポート
定期積金**

毎月決まった金額を積み立て
ていた商品です。
 店頭表示利率に0.1%上乗せさ
せていただきます。

その他

空知しんくみのキャッシュカードは、各店舗や出張所のATMのほか、コンビニエンスストアのセブン・イレブン（セブン銀行）及び北海道銀行のATMでも「無料」でお使いいただけますので大変便利です。
 (無料でお使いいただけるのは、ATMに限りません。)

空知しんくみでは、ほかに多種な金融サービスをご用意して、ライフプランを応援しております。
 皆さまの身近なパートナーとして、お気軽にお声がけください。

<https://www.sorachi.shinkum.jp>

恵知のしくみについて詳しく知る

本店営業部 〒072-0025 美幌市西2条南2-1-1 TEL:0126-62-6161 FAX:0126-63-4268

旭川営業部 〒080-0033 旭川市南2条西2-1-1 砂川営業部 〒072-0146 砂川市東2条南1-1-1 留萌営業部 〒095-0011 留萌市中央2-6-6 北見営業部 〒095-0033 北見市南1条西4-4	TEL:0126-24-6211 FAX:0126-24-4006 TEL:0126-63-4201 FAX:0126-63-4006 TEL:0126-73-0262 FAX:0126-73-0268 TEL:0126-86-6401 FAX:0126-86-6990	釧路営業部 〒095-0816 釧路市東三好町3-10-1 厚岸営業部 〒098-0001 厚岸町中央2-3-1 根室営業部 〒099-1141 根室市南1-1-1 室蘭営業部 〒0142-0202 室蘭市南1-1-1	TEL:0126-4211 FAX:0126-4219 TEL:0126-24-0248 FAX:0126-24-0268 TEL:0126-32-5281 FAX:0126-32-5236 TEL:0126-73-0171 FAX:0126-73-0246
--	--	--	--

空知しんくみ職場サポートローン

「職場サポート契約」締結先の従業員の皆さまを応援します!!

空知しんくみと「職場サポート契約」を締結している企業等ににお勧めの皆さまだけがご利用いただけるローンです。



お取組期間 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

しんくみ職場サポートフリーローン

- 資金使途 自由です。(事業資金は除きます。)
- 対象年齢 申込時の満年齢が20歳以上で返済時の年齢が81歳未満の方。
- 融資利率 年 3.5%・3.9%・6.5%・9.0%・13.5% (保証料含む)
- 必要書類 保証会社の審査により決定します。所得を確認できる書類が必要となる場合があります。

しんくみ職場サポート目的ローン

- 資金使途 資金使途が明確なもの(他社ローンの借換など)も可能です。事業資金は除きます。)
- 対象年齢 申込時の満年齢が20歳以上で返済時の年齢が76歳未満の方。
- 融資利率 年 2.15%・2.5%・2.9% (保証料含む)
- 必要書類 保証会社の審査により決定します。資金使途が確認できる書類(見積書など)が必要となります。

<各ローン共通>

- 対象者
 - ・当組合と「職場サポート契約」を締結している企業等に1年以上お勤めの方(経営者、役員ならびにパート等の非正規社員の方でもご利用可能です。)
 - ・保証会社の審査を受けられ方1万円以上1,000万円以内1年以上10年以内毎月元均等返済(ボーナス払いも可能です。)
- お借入れ額
- お借入れ期間
- 返済方法

- 保証人必須
 - ・担保や連帯保証人は、原則不要です。(保証会社の審査により、連帯保証人が必要となる場合があります。)
 - ・本人融資資料(返済先特約健康保険証など)
- ネット申込
 - ・インターネットでもお申込みができます。(QRコードや組合のホームページからログインが可能です。)

※各ローンの詳細については、担当者へお問い合わせください。



空知しんくみ
空知信用労働組合

お問い合わせ先 空知信用労働組合 総務課
TEL 0142-22-1111 FAX 0142-22-1112
E-MAIL shinkumi@shinkumi.co.jp

■ 地域貢献

●募金運動

当組合は、盲導犬を育成するために北海道盲導犬協会が取り組んでいる「ミーナの募金箱」による募金活動の趣旨に賛同し、平成22年度から11年間継続して、しんくみの日週間（「しんくみの日」である9月3日を含む前後1週間）に「ミーナの募金箱」を各営業店窓口へ設置し、地域住民から幅広く寄付金を募り、北海道盲導犬協会に贈呈しております。

令和2年10月には地域と一体となった社会貢献活動として評価され、一般社団法人全国信用組合中央協会より「令和2年度全国信用組合表彰」を受けました。



●社会貢献機能付「しんくみピーターパンカード」の取扱い

当組合は、全国信用協同組合連合会が株式会社オリエントコーポレーションと提携した、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」を取扱い、お客さまにご利用いただいています。

このカードは、お客さまが買い物等でご利用されたカード代金の0.5%相当額が、各地域の信用組合協会が選定した福祉関連諸団体等に寄付されており、子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援することに役立っています。

令和2年度は、令和3年3月18日に岩見沢市の「特定非営利活動法人 たよれーる」様へ寄付金25万円を贈呈いたしました。



●地域のイベント・お祭り等への参加

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、各地でイベントの開催が中止となったことから参加できなかったものの、新型コロナウイルス感染症収束後、地域のイベント等に積極的に参加し、地域の皆さまとの交流を深めてまいります。

●「しんくみ会」

当組合では、各支店のお客さま方に「しんくみ会」という後援会を組織いただいております。

様々な活動を通じて、会員相互の親睦を深めていただいているほか、地域の活性化にも寄与しております。

●特殊詐欺被害防止

当組合ではお客さまが特殊詐欺被害に遭わないよう未然防止に取り組んでおります。

依然として多くの方が被害に遭われており、場合によっては警察官の方と一緒に話を伺うなど、ご不便をお感じになる場面もあるかもしれませんが、お客さまの大切な財産をお守りするために、何卒ご理解のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

■ リスク管理態勢

統合的リスク管理

金融機関の抱えるリスクは多様化しております。当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、自己責任原則に基づく健全経営、及び安定した収益を確保するための体質強化に取り組み、バランスのとれた経営を目指しております。

当組合では、「統合的リスク管理規程」、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、ALMシステム等を活用し経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保するべく、リスク管理態勢の充実・強化に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先が条件どおりの債務履行ができなくなる等により当組合が損失を被るリスクのことをいいます。

与信審査は、業務推進部門から完全に独立した審査管理部が担当し、相互牽制体制を確立しているとともに、当組合の定める審査基準に基づいて厳正かつ適切な審査を行っております。

また、資産の自己査定については、厳正に実施しており、所管部署による1次査定、審査管理部による2次査定、監査部による検証を経て常務会で最終決定を行い、資産内容を厳正にチェックし、償却・引当を実施し資産の健全化に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のファクター（危険要素）の変動により損失を被るリスクのことをいいます。

余裕資金運用は、総務部が担当し常務会において執行決定しており、当組合の定める「市場関連リスク管理規程」に基づいて資産の健全性の維持と収益性の向上に努めており、運用方針等を策定しているほか、定期的に各種分析やシミュレーションを実施しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せず資金繰りが悪化したり、不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

資金繰りについては、総務部が担当し、当組合の定める「流動性リスク管理規程」に基づき、効率的な運用と十分な資金の確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは金融機関の業務の過程及び役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象等により、損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクの統括管理は事務部が担当しており、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、分析や評価等を実施し、リスク発生の未然防止に努めております。

当組合では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクに区分しており、そのうち事務リスク及びシステムリスクについては以下の通り管理しております。

● 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

当組合は「事務リスク管理規程」に基づき、事務処理における正確性の確保に努めているほか、監査部による内部監査及び定例自店検査等の実施により、牽制機能を確保し、事故等の未然防止に努めております。

● システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備及び不正利用等により損失を被るリスクのことをいいます。

当組合は、信用組合業界の共同オンラインシステム(信組情報サービス(株))を基本システムとして利用しているほか、「システムリスク管理規程」に基づき、情報資産の保護や各種システム障害発生時の適切な対応等に努めております。



■ コンプライアンス(法令等遵守)態勢

「コンプライアンス」とは、法令等遵守という意味です。当組合は、コンプライアンスを金融機関としての公共的使命及び社会的責任を果たす上で、経営の最重要課題と位置付け取組んでおります。

当組合は、「行動綱領」、「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」等を制定しているほか、コンプライアンスに係る通信講座や検定試験の実施、定例的な職場内研修の開催などを通じ、役職員のコンプライアンス意識の徹底を図っており、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めております。

また、コンプライアンス担当者を本部各部室及び各営業店に配置し、職員への指導や法令等の遵守状況のチェックを実施しております。

当組合のコンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者及び勤労者の金融の円滑化に努めます。
- (2) 当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

- (1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かい、これを排除します。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■ 顧客保護等管理方針

当組合は、役職員に法令等の遵守を徹底し、当組合のお客様の利益保護及び利便性の向上を図り、お客様からの信頼を確保するため、次の事項に取り組んでまいります。

1. お客様への説明を要する全ての取引や商品について、お客様の取引目的、知識、経験、資産の状況等に応じた、適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客様からの苦情、相談について、迅速かつ誠実に対応するとともに、お客様の正当な利益の確保に努めます。
3. お客様の情報については、適法かつ適切な手段で取得します。
取得した情報は、正当な理由無く、お客様に提示した利用目的の範囲を超えた取扱や、外部への情報提供は行いません。
また、お客様の情報の正確性に努め、情報の漏えい防止のため、適切な安全管理措置を講じてまいります。
4. 当組合の業務を外部委託する場合は、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行する能力を有する者に委託し、お客様の情報管理、お客様への対応が適切に行われるよう努めます。
5. お客様との取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることが無いよう、利益相反管理を適切に行い、業務を遂行します。

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

マネー・ローンダリングは「資金洗浄」と訳され、グローバル化が進むなかで国際的に問題視されており、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性は近年益々高まっていることから、当組合も基本方針や対策要領などを制定し、対策強化に努めております。お客様が犯罪行為に巻き込まれる可能性もあることから、お取引時にご確認などをさせていただく場合がございます。

以下の項目については、当組合ホームページに掲載しております。

■ 個人情報保護宣言

■ 利益相反管理方針

■ 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

■ 金融商品に係る勧誘方針

■ 保険募集指針

■ 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

お客様からの苦情等お申し出の対応について

当組合は、お客様からの苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、お客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の本支店またはお客様相談窓口でお受け致します。
2. お申し出頂いた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱い致します。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続き等の情報をご提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会の設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況などについては、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとったうえ、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容については、必要に応じ苦情等の発生原因を調査し、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足頂けるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。(苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。)ご契約内容や商品に関する苦情等は、「お取引先店舗」または「お客様相談窓口」にお申し出ください。

【空知商工信用組合 お客様相談窓口(総務部)】

電話番号:0126-62-6164

受付時間:午前9時～午後5時(祝日および当組合の休業日は除きます)

紛争解決措置

紛争の解決については、当組合の他、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合お客様相談窓口へご相談下さい。)

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話番号:03-3567-2456 受付時間:午前9時～午後5時(祝日および協会の休業日は除きます)

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様から直接仲裁センター等へお申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等では、札幌及び東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停:札幌及び東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停の具体的内容については仲裁センター等にご照会下さい。

札幌弁護士会 紛争解決センター	011-251-7730	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249

※なお、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

そんぽADRセンター(一般社団法人 日本損害保険協会)	0570-022808
生命保険相談所(一般社団法人 生命保険協会)	03-3286-2648

■ 金融円滑化基本方針

1. 取組み方針

当組合は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

- (1) 当組合は、金融円滑化管理責任者及び関係部店に金融円滑化管理担当者を配置し金融円滑化管理の実効性を確保するための態勢整備に努めます。
- (2) 当組合は、お借入れ条件の変更等に関する相談窓口を各営業店に設置します。
- (3) 当組合は、お客様に対する経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みに努めます。
- (4) 当組合は、お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)向上に努めます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当組合は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携に努めます。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円・%)

区 分	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	708	147	561	708	100.00
	令和2年度	722	124	598	722	100.00
危 険 債 権	令和元年度	1,351	764	353	1,118	82.77
	令和2年度	1,538	997	392	1,389	90.30
要 管 理 債 権	令和元年度	33	26	0	27	80.94
	令和2年度	27	23	0	23	87.48
不 良 債 権 計	令和元年度	2,093	938	915	1,854	88.57
	令和2年度	2,288	1,144	991	2,136	93.33
正 常 債 権	令和元年度	53,710				
	令和2年度	57,617				
合 計	令和元年度	55,803				
	令和2年度	59,905				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/A
破綻先債権	令和元年度	417	69	347
	令和2年度	404	48	355
延滞債権	令和元年度	1,640	842	565
	令和2年度	1,853	1,072	632
3か月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	33	26	0
	令和2年度	27	23	0
合 計	令和元年度	2,091	938	913
	令和2年度	2,285	1,144	987

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■ 財務諸表
● 貸借対照表

(単位:千円)

(資産の部)	令和元年度末	令和2年度末
現金	1,207,707	1,196,714
預け金	26,540,573	23,659,732
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	6,309,554	6,078,866
国債	—	—
地方債	2,857,342	2,648,680
短期社債	—	—
社債	2,264,700	2,235,910
株式	11,300	11,300
その他の証券	1,176,212	1,182,976
貸出金	55,760,423	59,866,602
割引手形	326,685	231,448
手形貸付	4,380,707	3,462,740
証書貸付	50,451,671	55,693,679
当座貸越	601,359	478,734
外国為替	—	—
その他の資産	413,717	406,586
未決済為替貸	2,548	2,728
全信組連出資金	268,600	268,600
前払費用	2,877	2,161
未収収益	64,909	78,529
その他の資産	74,782	54,567
有形固定資産	605,225	607,729
建物	215,199	215,041
土地	314,812	314,812
リース資産	4,830	9,758
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	70,383	68,117
無形固定資産	2,848	4,187
ソフトウェア	368	1,707
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	2,480	2,480
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	11,415	5,812
貸倒引当金	-1,049,439	-1,123,692
(うち個別貸倒引当金)	(-915,212)	(-991,140)
資産の部合計	89,802,027	90,702,539

(単位:千円)

(負債の部)	令和元年度末	令和2年度末
預金積金	76,541,439	80,513,873
当座預金	401,444	779,687
普通預金	20,127,987	23,545,781
貯蓄預金	80,319	82,915
通知預金	4,705	10,606
定期預金	53,724,559	53,809,973
定期積金	2,049,789	2,149,489
その他の預金	152,633	135,418
譲渡性預金	—	—
借入金	9,000,000	5,900,000
借入金	—	—
当座借越	9,000,000	5,900,000
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他の負債	421,001	305,790
未決済為替借	6,021	5,228
未払費用	174,414	152,761
給付補填備金	2,671	1,397
未払法人税等	5,057	4,817
前受収益	44,688	38,408
払戻未済金	110,187	19,126
職員預り金	66,578	67,638
リース債務	4,830	9,758
資産除去債務	—	—
その他の負債	6,552	6,654
賞与引当金	25,389	25,941
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	13,187	31,376
役員退職慰労引当金	12,333	14,666
睡眠預金払戻損失引当金	15,352	14,088
偶発損失引当金	26,837	29,879
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	45,204	43,818
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	11,415	5,812
負債の部合計	86,112,161	86,885,247
(純資産の部)		
出資金	2,459,426	2,447,742
普通出資金	959,426	947,742
優先出資金	1,500,000	1,500,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	721,331	721,331
資本準備金	721,331	721,331
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	328,999	484,874
利益準備金	14,300	36,400
その他利益剰余金	314,699	448,474
特別積立金	—	—
(うち経営安定積立金)	(—)	(—)
当期末処分剰余金	314,699	448,474
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定計	3,509,757	3,653,948
その他有価証券評価差額金	180,108	163,344
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	180,108	163,344
純資産の部合計	3,689,866	3,817,292
負債及び純資産の部合計	89,802,027	90,702,539

貸借対照表注記

- 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の注記も同様であります。)したがって、内訳とその合計額は相違する場合があります。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～39年 その他 3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は686百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備額との合計額 282,169百万円
差引額 43,960百万円
(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成31年4月1日 至今令和2年3月31日) 0.533%
- 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別添積立金64,445百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は元利均等償却で、その償却残年数は12年となっております。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,123百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業績悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に57百万円、個別貸倒引当金に18百万円を積み増して計上しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 702百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,210百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 一百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額は404百万円、延滞債権額は1,853百万円であります。

- ます。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は一百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,285百万円であります。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電話設備をリース契約により使用しております。
 - 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、231百万円であります。
 - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 9,000百万円
上記資産は、借入金及び内国為替取引のための担保提供資産であります。
 - 出資1口当りの純資産額は419円46銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として営業地区内のお客様に対する貸出金であります。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、貸出金事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(イ)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する取扱要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会においてALMに関する実施状況の把握・確認及び今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告し、今後の対応等の協議を行い、協議内容を常務会に報告しております。
(ロ)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、毎事業年度の運用方針に基づき、常務会の監督の下、市場関連リスク管理規程等に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、定期的に理事会、常務会及びALM委員会に報告されております。
(ハ)市場リスクに係る定量的情報
当組合では、預け金、有価証券のうち債券、貸出金及び預金積金の市場リスク量をVaRにより月次で計測しており、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合の「有価証券・定期預け金」のVaRは分散共分散法(保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年)、「流動性預け金、貸出金、預金積金等」のVaRはモンテカルロ法(保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和3年3月31日現在で、当組合の市場リスク量は全体で82百万円であります。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金※1	23,659	23,698	38
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	299	-0
その他有価証券※2	5,767	5,767	-
(3) 貸出金※1	59,866		
貸倒引当金※3	-1,123		
	58,742	60,227	1,484
金融資産計	88,470	89,991	1,521
(1) 預金積金※1	80,513	80,626	112
(2) 借入金※1	5,900	5,900	-
金融負債計	86,413	86,526	112

※1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

※2 その他有価証券については非上場株式を除いております。

※3 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券 有価証券の時価は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を採用しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. 以下に記載しております。

(3) 貸出金 貸出金は、以下の①②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR・SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR・SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金 借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式※	11
組合出資金※	269

※非上場株式、組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」及び「その他の証券」が含まれております。以下31. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	-	-	-
地方債	100	100	0
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	200	199	0
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	200	199	0
合 計	300	299	0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	4,584	4,442	142
国債	-	-	-
地方債	2,348	2,260	87
社債	2,235	2,181	54
その他	982	898	84
小計	5,567	5,341	226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	200	200	0
小計	200	200	0
合 計	5,767	5,541	225

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

売却価額	売却益	売却損
-	-	-

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	-	1,165	1,741	1,977
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	670	1,977
社債	-	1,165	1,070	-
その他	401	414	367	-
合 計	401	1,580	2,108	1,977

32. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,257百万円であり、これらの契約は全て原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消し可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	460百万円
税務上の繰越欠損金	244
その他	98
繰延税金資産小計	804
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-244
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-541
評価性引当額小計	-785
繰延税金資産合計	18
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	62
繰延税金負債合計	62
繰延税金負債の純額	43百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	244	244
評価性引当額	-	-	-	-	-244	-244
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

● 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和２年度
経 常 収 益	1,361,124	1,371,567
資 金 運 用 収 益	1,286,792	1,314,520
貸 出 金 利 息	1,182,617	1,215,511
預 け 金 利 息	32,518	31,179
有価証券利息配当金	63,726	60,159
その他の受入利息	7,931	7,670
役 務 取 引 等 収 益	54,238	48,842
受入為替手数料	20,312	19,377
その他の役務収益	33,925	29,465
そ の 他 業 務 収 益	4,464	3,533
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	4,464	3,533
そ の 他 経 常 収 益	15,629	4,671
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	7,693	2,608
株 式 等 売 却 益	—	—
その他の経常収益	7,935	2,063
経 常 費 用	1,129,845	1,161,917
資 金 調 達 費 用	50,496	43,207
預 金 利 息	49,010	42,645
給付補填備金繰入額	1,151	830
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	3	-613
その他の支払利息	330	345
役 務 取 引 等 費 用	83,676	71,494
支払為替手数料	8,521	7,737
その他の役務費用	75,155	63,757
そ の 他 業 務 費 用	328	960
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	327	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1	960
経 費	961,507	956,159
人 件 費	589,545	600,395
物 件 費	360,156	344,203
税 金	11,805	11,560
そ の 他 経 常 費 用	33,836	90,096
貸倒引当金繰入額	9,818	74,253
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	24,017	15,842
経 常 利 益	231,279	209,649

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和２年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	2,076	9,798
固 定 資 産 処 分 損	2,076	9,798
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	229,203	199,851
法人税、住民税及び事業税	6,736	6,445
法 人 税 等 調 整 額	1,618	5,026
法 人 税 等 合 計	8,354	11,472
当 期 純 利 益	220,848	188,378
繰越金（当期首残高）	93,850	260,096
当 期 末 処 分 剰 余 金	314,699	448,474

〈注記〉

- 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。（以下の注記も同様であります。）従って、内訳とその合計額は相違する場合があります。
- 出資一口当たりの当期純利益 86円29銭

● 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和２年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	314,699	448,474
剰 余 金 処 分 額	54,603	70,590
利 益 準 備 金	22,100	18,900
資 本 準 備 金	—	—
特 別 積 立 金	—	20,000
普通出資に対する配当金	10,303 (年1.00%の割合)	9,490 (年1.00%の割合)
優先出資に対する配当金	22,200 (年0.74%の割合)	22,200 (年0.74%の割合)
繰越金（当期末残高）	260,096	377,884

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当しておりますので、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月24日

空知商工信用組合

理事長 谷山 哲也

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	2,003,410	1,334,541	1,448,570	1,361,124	1,371,567
経 常 利 益 (損 失)	93,071	-1,582,440	135,182	231,279	209,649
業 務 純 益 (損 失)	129,119	-944,861	168,158	270,541	299,082
当 期 純 利 益 (純 損 失)	73,772	-2,182,347	142,669	220,848	188,378
預 金 積 金 残 高	87,076,455	86,418,149	79,103,657	76,541,439	80,513,873
貸 出 金 残 高	44,878,430	48,162,528	51,991,143	55,760,423	59,866,602
有 価 証 券 残 高	24,724,496	6,806,991	6,652,956	6,309,554	6,078,866
総 資 産 額	95,038,770	98,438,383	93,819,019	89,802,027	90,702,539
純 資 産 額	2,199,228	3,685,216	3,660,858	3,689,866	3,817,292
自 己 資 本 比 率 (単 体)	6.75%	8.08%	7.47%	7.29%	7.49%
出 資 総 額	1,273,322	2,734,817	2,566,577	2,459,426	2,447,742
出 資 総 口 数	2,546千口	2,769千口	2,433千口	2,218千口	2,195千口
組 合 員 数	23,788名	23,732名	23,134名	22,160名	21,775名
普 通 出 資 に 対 する 配 当 金	12,799	—	12,318	10,303	9,490
普 通 出 資 配 当 率	年1.00%の割合	—	年1.00%の割合	年1.00%の割合	年1.00%の割合
優 先 出 資 に 対 する 配 当 金		—	22,200	22,200	22,200
優 先 出 資 配 当 率		—	年0.74%の割合	年0.74%の割合	年0.74%の割合
職 員 数	127名	113名	95名	95名	95名

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 平成29年度に「優先出資」を発行しており、平成30年度から配当を開始しております。

■ 自己資本
■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,477	3,622
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,180	3,169
うち、利益剰余金の額	328	484
うち、外部流出予定額(△)	32	31
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	136	134
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	136	134
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	3,613	3,756
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2	3
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	3,611	3,753
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,287	47,813
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,215	2,286
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	49,503	50,100
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	7.29%	7.49%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

・普通出資

- ①発行主体：空知商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：947百万円

・非累積的永久優先出資

- ①発行主体：空知商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,221百万円
※2,221百万円のうち、1,500百万円は優先出資金、721百万円は資本準備金に計上しております。
- ③配当率：年0.74%（変動金利（5年固定））

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、当組合の自己資本比率は令和2年度末7.49%であり、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスクを組合の経営に最も大きな影響を与えるリスクと認識し、与信業務の基本方針と信用リスク管理の具体的な指針を明確に定めた「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの計測にあたっては、「自己査定基準」に基づき、厳格な自己査定を実施するとともに、貸倒引当金は「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分と分類区分をベースに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、当組合では信用リスク・アセット額の算出は標準的手法を採用しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、投資の種類毎の適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①JCR（㈱日本格付研究所）
- ②R&I（㈱格付投資情報センター）
- ③Moody's（ムーディーズ・ジャパン（株））
- ④S&P（S&Pグローバル・レーティング・ジャパン（株））

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減（信用リスクを削減）するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法としては、預金積金等の担保や、北海道信用保証協会等の保証があり、その手続きについては、当組合の事務規程等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、事務規程等により、適切な取扱に努めております。その他、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」も信用リスク削減手法に該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の取引先や業種に偏重することなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、想定されるさまざまなリスクを的確に把握し、発生時には被害を最小限に抑えるべく、適切に対応できるよう態勢整備に努めております。また、これらリスクに関しましては、常務会及び必要に応じて理事会において報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

該当する非上場株式、出資金等に関しては、当組合が定める自己査定基準に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠した、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、金利リスクを「金利変動により被るリスク」と定義し、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR分析手法を用い、金利リスクを算定しALM委員会が定期的に協議検討を行い、金利リスク管理に取組んでおります。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算出しております。

・計測手法

「VaR分析手法」…保有する資産・負債について過去の金利統計データを使って一定の期間に、一定の確率で発生し得るリスク量を把握する手法です。

保有期間 21日 観測期間 1年
信頼区間 99%

・計測頻度

月次（月末基準）

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	47,287	1,891	47,813	1,912
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	47,287	1,891	47,813	1,912
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	153	6	152	6
地方三公社向け	17	0	13	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,892	155	3,776	151
法人等向け	5,642	225	4,644	185
中小企業等向け及び個人向け	3,761	150	3,628	145
抵当権付住宅ローン	578	23	520	20
不動産取得等事業向け	30,712	1,228	32,622	1,304
三月以上延滞等	77	3	13	0
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	606	24	1,000	40
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11	0	11	0
(うち出資等のエクスポージャー)	11	0	11	0
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	1,835	73	1,430	57
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	268	10	268	10
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	61	2	49	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,506	60	1,111	44
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,215	88	2,286	91
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	49,503	1,980	50,100	2,004

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクの算出方法は基礎的手法を採用しております。
<オペレーショナル・リスクの算出方法>
 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業 種 区 分 期 間 区 分		エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		その他			
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製 造 業	668	987	668	987	—	—	—	—	59	59	
農 業、 林 業	39	41	39	41	—	—	—	—	—	—	
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	4,782	5,573	4,782	5,573	—	—	—	—	80	76	
電気・ガス・熱供給・水道業	5	25	2	23	—	—	2	2	—	—	
情報通信業	371	373	371	373	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	1,941	2,240	1,941	2,240	—	—	—	—	207	204	
卸売業、小売業	3,255	4,000	3,255	3,999	—	—	0	0	33	25	
金融業、保険業	19,739	19,167	8	15	1,101	1,102	18,630	18,049	—	—	
不動産業	29,619	31,341	29,519	31,241	100	100	—	—	60	10	
物品賃貸業	56	90	56	90	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	116	212	114	210	—	—	1	1	—	—	
宿泊業	625	601	625	601	—	—	—	—	24	23	
飲食業	715	942	715	942	—	—	—	—	20	22	
生活関連サービス業、娯楽業	744	940	744	938	—	—	—	1	143	143	
教育、学習支援業	5	4	5	4	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	13	101	13	101	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	1,964	2,136	1,964	2,136	—	—	—	—	—	—	
その他の産業	614	558	614	558	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	8,342	8,237	3,471	3,574	4,864	4,655	7	7	—	—	
個人	6,888	6,247	6,886	6,245	—	—	1	1	2	4	
その他	1,921	1,882	—	—	—	—	1,921	1,882	—	—	
業 種 別 合 計	82,432	85,707	55,801	59,902	6,065	5,858	20,565	19,946	633	570	
1 年 以 下	24,228	19,710	5,684	4,567	16	415	18,527	14,727	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	8,579	5,599	1,973	1,795	606	804	6,000	3,000	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	4,175	4,357	3,576	3,119	598	738	—	500	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	5,415	3,934	3,123	2,525	1,792	1,408	500	—	—	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	5,237	9,395	4,227	8,800	1,009	594	—	—	—	—	
1 0 年 超	38,710	40,445	36,667	38,549	2,042	1,896	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	-3,914	2,262	547	543	—	—	-4,461	1,719	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	82,432	85,707	55,801	59,902	6,065	5,858	20,565	19,946	—	—	

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	152	134	—	152	134
	令和2年度	134	132	—	134	132
個別貸倒引当金	令和元年度	923	915	36	886	915
	令和2年度	915	991	—	915	991
合計	令和元年度	1,075	1,049	36	1,039	1,049
	令和2年度	1,049	1,123	—	1,049	1,123

●リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	8,546	—	8,431
10%	—	6,638	—	10,603
20%	1,710	18,447	1,709	17,846
35%	—	1,653	—	1,486
50%	—	1,476	—	1,352
75%	—	4,929	—	4,827
100%	—	38,962	—	39,425
150%	—	40	—	2
250%	—	24	—	19
1250%	—	—	—	—
その他	—	2	—	3
合計	1,710	80,722	1,709	83,998

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,045	946	—	—	882	783	—	—
①ソブリン向け	33	27	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	420	323	—	—	25	16	—	—
④中小企業等・個人向け	451	445	—	—	857	767	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	140	149	—	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2.上記「保証」には、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャーは含まれておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	281	281	281	281
合計	281	281	281	281

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社株式及び関連会社の評価損益)

当組合は該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRBB1: 金利リスク					
項番		イ		ハ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	420	355	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	587	572
3	スティープ化	810	753	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	810	753	587	572
8	自己資本額	ホ	ヘ	—	—
		当期末	前期末	—	—
		3,753	3,611	—	—

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用	その他	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	66	54	54	62	9	—	56	54	54	62	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	70	79	79	83	—	—	70	79	79	83	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	227	236	236	235	—	—	227	236	236	235	—	—
卸売業、小売業	101	90	90	106	5	—	96	90	90	106	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	185	165	165	193	12	—	172	165	165	193	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	3	2	2	2	—	—	3	2	2	2	—	—
宿泊業	135	132	132	130	—	—	135	132	132	130	—	—
飲食業	11	7	7	27	5	—	6	7	7	27	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	116	142	142	143	—	—	116	142	142	143	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	4	4	6	2	—	0	4	4	6	—	—
合計	923	915	915	991	36	—	886	915	915	991	—	—

(注) 1.当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

上記の項目については該当ありません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	249	225

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■ 経営の状況

● 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 収 支	1,236,296	1,271,312
資金運用収益	1,286,792	1,314,520
資金調達費用	50,496	43,207
役 務 取 引 等 収 支	-29,437	-22,651
役務取引等収益	54,238	48,842
役務取引等費用	83,676	71,494
そ の 他 業 務 収 支	4,135	2,573
その他業務収益	4,464	3,533
その他業務費用	328	960
業 務 粗 利 益	1,210,994	1,251,234
業 務 粗 利 益 率	1.30%	1.33%
業 務 純 益	270,541	299,082
実 質 業 務 純 益	251,953	297,408
コ ア 業 務 純 益	252,280	297,408

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除することとなっておりますが、当組合は両年度とも控除する残高はありません。
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 3. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 6. 当組合は投資信託解約損益がないため、項目「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」は表示していません。

● 総資金利鞘等

区 分	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.38%	1.40%
資 金 調 達 原 価 率 (B)	1.12%	1.10%
総 資 金 利 鞘 (A-B)	0.26%	0.30%

● 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	令和元年度	92,667,225	1,286,792	1.38%
	令和2年度	93,673,405	1,314,520	1.40%
	令和元年度	53,610,798	1,182,617	2.20%
	令和2年度	58,501,147	1,215,511	2.07%
	令和元年度	32,638,646	32,518	0.09%
	令和2年度	28,931,531	31,179	0.10%
資 金 調 達 勘 定	令和元年度	6,147,928	63,726	1.03%
	令和2年度	5,970,916	60,159	1.00%
	令和元年度	89,791,715	50,496	0.05%
	令和2年度	90,564,172	43,207	0.04%
	令和元年度	79,404,993	50,161	0.06%
	令和2年度	81,798,440	43,475	0.05%
う ち 預 金 積 金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
う ち 譲 渡 性 預 金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和元年度	10,318,032	3	0.00%
	令和2年度	8,692,328	-613	0.00%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度2,912千円及び令和2年度739千円)を控除して表示しております。また、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高を控除して表示することとなっておりますが、両年度とも控除する残高はありません。

● 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受 取 利 息 の 増 減	3,738	27,727
支 払 利 息 の 増 減	-13,645	-7,288

● 総資産利益率

区 分	令和元年度	令和2年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24%	0.22%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.23%	0.19%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 経費の内訳

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	589,545	600,395
報酬給料手当	472,971	468,447
退職給付費用	47,166	63,287
その他	69,407	68,659
物 件 費	360,156	344,203
事務費	171,537	166,660
固定資産費	75,067	69,450
事業費	40,720	29,294
人事厚生費	11,898	6,405
減価償却費	33,569	47,215
その他	27,364	25,176
税 金	11,805	11,560
経 費 合 計	961,507	956,159

●預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	21,915	27.6%	25,998	31.8%
定期性預金	57,489	72.4%	55,799	68.2%
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	79,404	100%	81,798	100%

●定期預金種類別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
定 期 預 金	53,724	53,809
固定金利定期預金	53,713	53,799
変動金利定期預金	11	10

●担保種類別貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	912	1.6%	814	1.4%
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	36,058	64.7%	37,658	62.9%
そ の 他	88	0.1%	67	0.1%
小 計	37,060	66.4%	38,540	64.4%
信用保証協会・信用保険	7,022	12.6%	10,815	18.1%
保 証	7,500	13.5%	6,351	10.6%
信 用	4,177	7.5%	4,158	6.9%
合 計	55,760	100%	59,866	100%

●債務保証見返額の担保別内訳

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当 組 合 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
計	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	—	—
信 用	11	5
合 計	11	5

●貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	307	0.6%	225	0.4%
手 形 貸 付	5,150	9.6%	4,286	7.3%
証 書 貸 付	47,530	88.6%	53,467	91.4%
当 座 貸 越	622	1.2%	521	0.9%
合 計	53,610	100%	58,501	100%

●貸出金金利区別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸 出 金	55,760	59,866
うち変動金利	36,693	37,354
うち固定金利	19,067	22,512

●貸出金使途別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	16,757	30.1%	19,583	32.7%
設 備 資 金	39,003	69.9%	40,282	67.3%
合 計	55,760	100%	59,866	100%

●代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	—	—
日本政策金融公庫(国民生活事業)	—	—
日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
商 工 組 合 中 央 金 庫	8	5
そ の 他	—	—
合 計	8	5

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	719	13.5%	656	13.3%
住 宅 ロ ー ン	4,612	86.5%	4,276	86.7%
合 計	5,332	100%	4,933	100%

●貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

業 種 別	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	666	1.2%	986	1.6%
農 業、林 業	38	0.1%	40	0.1%
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	4,717	8.5%	5,517	9.2%
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	2	0.0%	23	0.0%
情 報 通 信 業	371	0.7%	373	0.6%
運輸業、郵便業	1,932	3.5%	2,234	3.7%
卸売業、小売業	3,213	5.8%	3,971	6.6%
金融業、保険業	5	0.0%	13	0.0%
不 動 産 業	29,363	52.7%	31,093	51.9%
物品賃貸業	56	0.1%	90	0.2%
学術研究、専門・ 技術サービス業	60	0.1%	112	0.2%
宿 泊 業	625	1.1%	601	1.0%
飲 食 業	647	1.2%	884	1.5%
生活関連サービス業、 娯 楽 業	670	1.2%	861	1.4%
教 育、 学 習 支 援 業	5	0.0%	4	0.0%
医 療、福 祉	13	0.0%	101	0.2%
その他のサービス	1,909	3.4%	2,086	3.5%
その他の産業	614	1.1%	558	0.9%
小 計	44,914	80.5%	49,555	82.8%
国・地方公共団体	3,471	6.2%	3,574	6.0%
個人(住宅・消費・ 納税資金等)	7,374	13.2%	6,737	11.3%
合 計	55,760	100%	59,866	100%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
預貸率	期 末	72.84%	74.35%
	期中平均	67.51%	71.51%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●預証率

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
預証率	期 末	8.24%	7.55%
	期中平均	7.74%	7.29%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減 額
一般貸倒引当金	134	132	-2
個別貸倒引当金	915	991	76
合 計	1,049	1,123	74

●貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減 額
貸出金償却額	—	—	—

●有価証券種類別残存期間別残高

令和元年度

(単位:百万円)

区 分	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	714	2,143	—	2,857
社 債	—	623	—	1,641	—	—	—	2,264
株 式	—	—	—	—	—	—	11	11
外国証券	—	—	613	204	358	—	—	1,176
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	623	613	1,845	1,072	2,143	11	6,309

令和2年度

(単位:百万円)

区 分	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	72	598	1,977	—	2,648
社 債	—	615	549	1,070	—	—	—	2,235
株 式	—	—	—	—	—	—	11	11
外国証券	401	211	203	367	—	—	—	1,182
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	401	826	753	1,510	598	1,977	11	6,078

●商品有価証券、金銭の信託、金融先物、デリバティブ等商品取引

当組合は取扱っておりません。

●有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	141	2.3%	—	—
地 方 債	2,600	42.3%	2,661	44.6%
社 債	2,297	37.4%	2,198	36.8%
株 式	11	0.2%	11	0.2%
外 国 証 券	1,098	17.8%	1,098	18.4%
そ の 他 証 券	—	—	—	—
合 計	6,147	100%	5,970	100%

(注)貸付有価証券、短期社債は保有しておりません。

●有価証券の時価情報

有価証券で時価のある債券は下記のとおりです。

なお、売買目的有価証券に区分した有価証券、並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

【満期保有目的の債券で時価のあるもの】

(単位:百万円)

令和元年度						令和2年度					
区 分	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			区 分	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
				うち益	うち損					うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	300	298	-1	—	1	地 方 債	300	299	-0	0	0
社 債	—	—	—	—	—	社 債	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	300	298	-1	—	1	合 計	300	299	-0	0	0

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

【その他有価証券で時価のあるもの】

(単位:百万円)

令和元年度						令和2年度					
区 分	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額			区 分	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額		
				うち益	うち損					うち益	うち損
株 式	—	—	—	—	—	株 式	—	—	—	—	—
債 券	4,650	4,822	171	171	0	債 券	4,442	4,584	142	142	—
国 債	—	—	—	—	—	国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	2,451	2,557	105	105	0	地 方 債	2,260	2,348	87	87	—
社 債	2,198	2,264	66	66	—	社 債	2,181	2,235	54	54	—
そ の 他	1,098	1,176	77	78	1	そ の 他	1,099	1,182	83	84	0
合 計	5,749	5,998	249	250	1	合 計	5,541	5,767	225	226	0

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.支給基準 b.支給の時期等

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	46	68
監 事	9	13
合 計	56	81

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は理事11名、監事2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

店舗のご案内

店舗の一覧及びキャッシュサービスコーナーのご案内

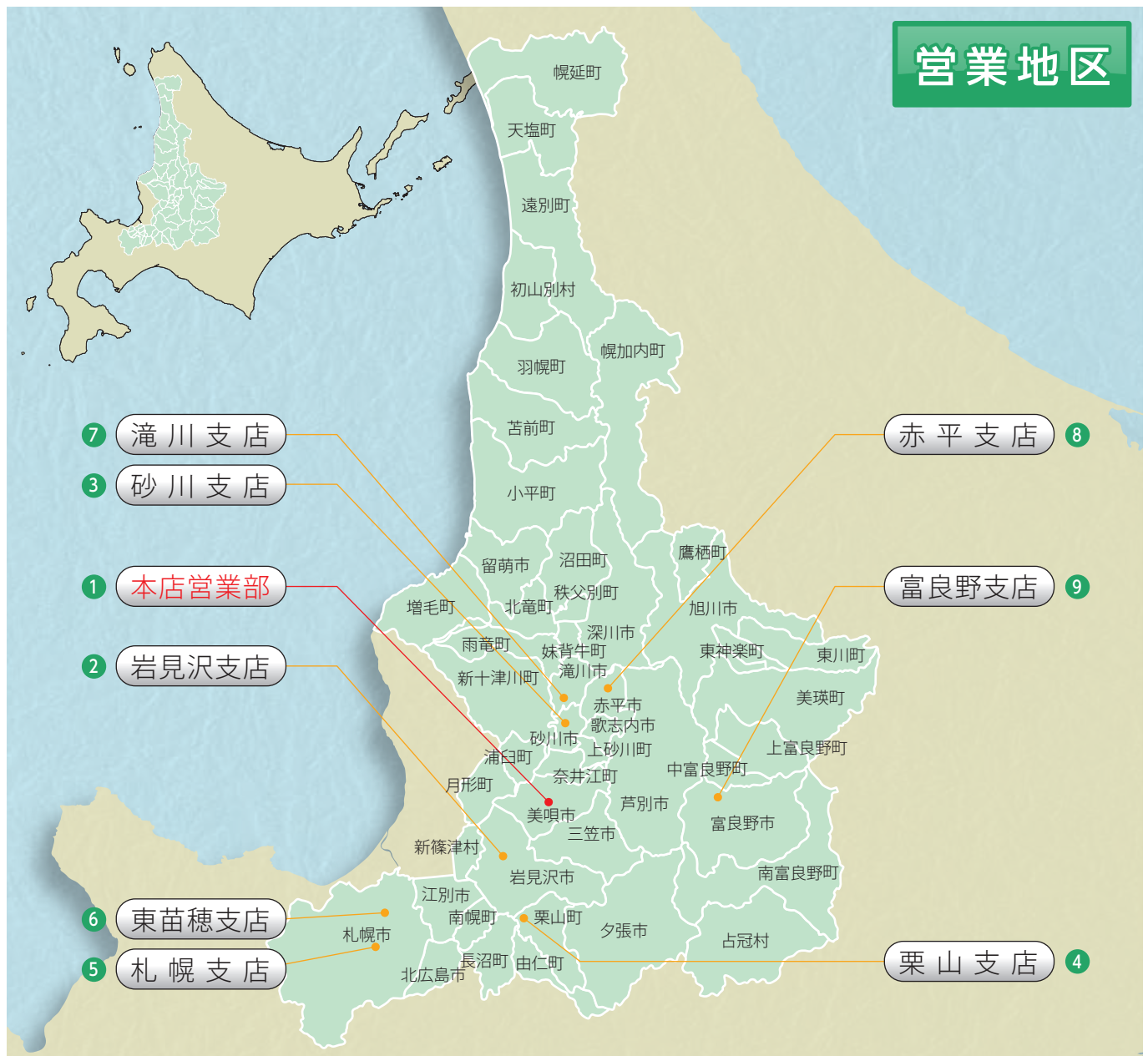
店 名	所 在 地		電 話 番 号	キャッシュサービスコーナー の ご 利 用 時 間	視覚障がい者 対応型 A T M
本店営業部	072-0025	美幌市西2条南2丁目1番1号	0126-62-6161	平日 8:45～18:00 (本店営業部は 土・日・祝祭日の 9:00～15:00も ご利用いただけます。)	有
岩見沢支店	068-0024	岩見沢市4条西2丁目11番地	0126-24-6211		有
砂川支店	073-0161	砂川市西1条北3丁目1番1号	0125-52-4201		有
栗山支店	069-1511	夕張郡栗山町中央3丁目60番地	0123-72-0632		有
札幌支店	003-0022	札幌市白石区南郷通13丁目南5番4号	011-863-4661		有
東苗穂支店	007-0810	札幌市東区東苗穂10条3丁目10番1号	011-791-5211		有
滝川支店	073-0031	滝川市栄町2丁目3番21号	0125-22-4381		有
赤平支店	079-1141	赤平市大町1丁目1番地	0125-32-3281		有
富良野支店	076-0024	富良野市幸町3番8号	0167-23-5101		有

店外キャッシュサービスコーナー

店 名	所 在 地	キャッシュサービスコーナーのご利用時間		視覚障がい者 対応型 A T M
		平 日	土・日・祝祭日	
岩見沢支店 イオンスーパーセンター三笠店出張所	三笠市岡山1059番地1(イオンスーパーセンター三笠店内)	9:00～19:00	9:00～17:00	有
奈井江出張所	空知郡奈井江町字奈井江町52番地	9:00～17:30		有
三笠出張所	三笠市多賀町11番地9	9:00～17:00		有
長沼町役場出張所	夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	9:00～17:30		有
美園出張所	岩見沢市美園6条7丁目6番1号	9:00～17:00		有
芦別出張所	芦別市北1条東1丁目6番地	9:00～17:30		有
赤平支店茂尻出張所	赤平市茂尻中央町南3丁目	9:00～18:00		有
深川出張所	深川市4条9番40(深川市地域交流施設「プラザ深川」内)	9:00～17:30		有
上富良野出張所	空知郡上富良野町錦町2丁目4番9号	9:00～18:00		有
陸上自衛隊上富良野駐屯地出張所	空知郡上富良野町南町4丁目(陸上自衛隊上富良野駐屯地内)	9:00～17:30		有
留萌出張所	留萌市末広町2丁目3番24号			有

(注) 空知しんくみのキャッシュカードは、上記のほか、北海道銀行などの提携金融機関のATMでお引出し・残高照会のご利用ができ、ゆうちょ銀行及びセブン銀行のATMでは、お預入れ・お引出し・残高照会をご利用いただけます。なお、残高照会以外は手数料が必要となる場合があります。







豊かなくらしづくりに奉仕する

空知 しんくみ

空知商工信用組合

<https://www.sorachi.shinkumi.jp>

「空知商工信用組合のシンボルマーク」



「新しい芽が大きく伸びる」ことを期待し、
昭和51年、現在の本店新築時から当組合
のシンボルマークとしております。